

## 島根県医療費適正化計画（第3期）について

### 1. 医療費適正化計画の概要

(1) 根拠法 高齢者の医療の確保に関する法律

(2) 基本的な考え方

住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく

(3) 性格、策定背景

①性格 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、国の定める医療費適正化基本方針に即して定める、本県の医療費適正化の推進に関する基本・実行計画

②策定背景 急速な少子高齢化、経済の低成長等医療を取り巻く環境が変化する中、国民皆保険堅持のため、平成18年医療費適正化計画の制度創設

(4) 計画期間：平成30年度～35年度（6年間）

(5) 関連計画：医療計画、健康増進計画、介護計画及び国保運営方針

### 2. 第3期計画の主な記載項目（下線部は第3期からの新規項目）

(1) 取組目標（任意記載）

・特定健康診査の実施率 70%、特定保健指導の実施率 45%

・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群者数 25%減少

・後発医薬品の使用割合 80%

・たばこ対策、予防接種、生活習慣病等の重症化予防の推進、医薬品の適正使用の推進、その他予防・健康づくりの推進

(2) 計画期間における医療費の推計（必須記載）

自然体医療費に、以下の効果等を織り込み、計画最終年度の医療費を推計

「特定健診・保健指導実施率目標達成の効果」「後発医薬品使用割合目標達成の効果」

「医療費の地域差縮減の効果」「入院医療費における病床機能分化・連携の推進成果」

### 3. 第2期計画の課題と今後の方向性

〈第2期計画の課題〉

・目標数値の未達成

・県民（特に働き盛りの年代）への周知・啓発

・保険者間での取組の温度差

〈今後の方向性、重点的な取組〉

・保険者間のデータ共有を進め、県全体でのデータ分析を行うことにより、効果的な保健事業を推進（例えば、疾病リスクの高い人にターゲットを絞った受診勧奨等）

### 4. 計画の推進体制

県は保険者等関係者と相互に連携協力を行い、県内の協会けんぽ、健康保険組合、市町村国保などで構成される保険者協議会を通じて積極的に計画の推進を図る

### 5. 策定スケジュール

12月 素案を保険者協議会で協議

1月～2月 市町村への意見照会、パブリックコメント実施

3月 計画策定